

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | |
|-------------|------------------------------|--|
| 部 課 室 等 名 | 都市建設部 建築指導課 | |
| 許 認 可 等 名 | 学校及び体育館等の建築物の敷地と道路との関係の認定 | |
| 根 拠 法 令 | 建築基準法施行条例（昭和47年徳島県条例第32号） | |
| 根 拠 条 項 | 第8条 | |
| 連 絡 先 | （電話621-5274） | |
| 審 査 基 準 | 基 準 | <p>・認定基準</p> <p>特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 建築基準法第43条第2項第2号許可基準における包括同意基準2，3-（1）または3-（2）の条件を満足すること。ただし、3-（2）については、公共機関が管理する幅員4メートル以上の空地とする。</p> <p>2 同条に規定する床面積に応じた接道長さ以上が上記道等に接していること。</p> <p>3 包括同意基準3-（1）の河川またぎにおいては、橋の幅員が上記2の接道長さ以上あること。</p> |
| | 参 考 事 項 | |
| | 設定等年月日 | 平成24年 8月 1日設定（令和 年 月 日最終変更） |
| 標 準 処 理 期 間 | 標準処理期間 （設定しないものについてはその理由） | <p>総日数 日（休日を含む）</p> <p>※事例ごとのばらつきが著しく、事例が少ないため、設定していない。</p> |
| | 設定等年月日 | 平成24年 8月 1日設定（ 年 月 日最終変更） |